

～児童手当・特例給付における「寡婦（夫）控除のみなし適用」及び「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除の適用」について（平成30年6月分以降）～

#### **寡婦（夫）控除のみなし適用について**

児童手当法施行令の一部改正に伴い、未婚のひとり親の方を対象に、寡婦（夫）控除のみなし適用を受けることができるようになりました。

#### ○対象者

- 1 婚姻によらないで母となり、現在婚姻（届出をしていないが事実上婚姻関係同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、扶養親族又は生計を一にする子（※）を有するもの。
- 2 上記1に該当し、合計所得金額が500万円以下であるもの。
- 3 婚姻によらないで父となり、現在婚姻（届出をしていないが事実上婚姻関係同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、生計を一にする子（※）を有し、かつ前年の合計所得金額が500万円以下であるもの。

※上記の「子」は前年の総所得金額が38万円以下であり、他の者の控除対象配偶者や扶養親族となっていない場合に限る。

#### 【注意】

- ・婚姻歴がある方など、税法上の寡婦（夫）控除を受けられる方は、対象とはなりません。
- ・児童手当受給者（特例給付受給者でない）は、申請いただいても支給額は変わりません。
- ・寡婦（夫）控除のみなし適用を受けても、支給額が変わらない場合があります。

#### ○申請方法

みなし適用を受けるには、認定請求書及び現況届の提出の際に申請が必要です。

#### 【申請に必要なもの】

- ・申請書（町民課に備えています）
- ・印鑑（認印で可）
- ・申請者の戸籍全部事項証明書
- ・申請者の世帯全員の住民票の写し（三朝町に住民票がある場合は不要）
- ・申請者の所得課税証明（該当年の1月1日に三朝町に住民票がある場合や、マイナンバーの情報連携により確認できる場合は不要）
- ・上記の「子」の所得課税証明書（該当年の1月1日に三朝町に住民票がある場合や、マイナンバーの情報連携により確認できる場合は不要）

※その他の書類が必要になる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

#### **長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除の適用について**

児童手当の所得制限の判定に係る所得額について、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合には、特別控除後の額で所得制限の判定を行うこととなりました。

特別控除額については、申請の必要はありません。

問い合わせ先：三朝町 町民課 子ども支援室  
電話 43-3505